

平成 20 年 4 月 11 日

厚生労働省「仕事と生活の調和推進モデル事業」への参加について

昨年 12 月に、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえた具体的な取組みとして、厚生労働省による「仕事と生活の調和推進モデル事業」が実施されます。㈱高島屋は社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）の推薦を受け、モデル企業 10 社の内の 1 社として、事業に参加することといたしました。

弊社は、お客様・従業員とも女性が多い企業であり、ワーク・ライフ・バランスの実現を、企業の社会的責任の観点、及び今後の人材確保、業績向上の為に重要な経営戦略の一つとして位置付けています。

一人ひとりの「働きがい」を向上させ、能力発揮の阻害要因をとり除くことで、個人の能力を引き出し、多様な人材がベクトルを合わせ協働することで、初めて大きな成果を達成できます。そのために、働きやすい職場環境の整備と共に、「こころ豊かな暮らし」をサポートし、安心して意欲的に働ける仕組みづくりとして、「ワーク・ライフ・バランス」に積極的に取り組んでいます。

今後は、モデル企業として、経営トップによる取組みに向けての宣言を行い、独自の重点実施事項を選定し先行して取組むと共に、新たに仕事と生活の調和を実現するための取組み事項、達成目標を盛り込んだ「アクションプログラム」を作成し、ワーク・ライフ・バランスの取組みを、更に推進していきます。

（参考）「仕事と生活の調和推進モデル事業」について

【趣旨・目的】

憲章及び行動指針を踏まえた具体的な取組として、社会的影響力のある我が国を代表する企業 10 社に「仕事と生活の調和推進モデル事業」に参加していただき、その取組状況や成果について広く周知を図ることを通じ、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図る。

【事業概要】

- 選定企業における取組
 - （1）経営トップによる取組に向けての宣言（「トップ宣言」）を行い、各企業独自の重点実施事項を選定して先行的に取り組む（7月上旬頃）
 - （2）仕事と生活の調和を実現するための取組事項、達成目標等を盛り込んだ「アクションプログラム」を策定（2月頃）
- 厚生労働省における取組
 - （1）仕事と生活の調和推進委員会（有識者等で構成）を設置し、モデル企業の取組の報告の聴取、必要な助言を行う。
 - （2）モデル企業の取組を新聞紙上等に掲載し、国民へのPRを行う。

㈱高島屋は 2007 年 8 月に、大阪労働局長から子育てをサポートしている事業主としての認定を受けました。

